

○総務省
経済産業省 令第

号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済構造実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

経済産業大臣 萩生田光一

経済構造実態調査規則の一部を改正する省令

経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

(趣旨)

第一条 統計法(以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号)第一条に規定するもの(以下「経済センサス活動調査」という。)の実施中間年(経済センサス活動調査を実施する年以外の年をいう。以下同じ。)における経済構造統計を作成するための調査のうち全ての産業の付加価値等の構造を明らかにする調査(以下「経済構造実態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二条 経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

(調査の種類)

第五条 経済構造実態調査は、産業横断調査及び製造業事業所調査とする。

(調査の対象)

第六条 産業横断調査は、事業を経営する個人及び法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する法人を除いた企業であつて、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに、各分類に属する法人の売上高を上位から累積し、当該分類における売上高総額の八割を達成する範囲に含まれるもの(以下「産業横断調査企業」という。)について行う。

一 [削る]

二 [削る]

三 [削る]

四 [略]

五 [略]

六 [略]

[削る]

(趣旨)

第一条 統計法(以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号)第一条に規定するもの(以下「経済センサス活動調査」という。)の実施中間年(経済センサス活動調査を実施する年以外の年をいう。以下同じ。)における経済構造統計を作成するための調査のうち製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにする調査(以下「経済構造実態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二条 経済構造実態調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

(調査の種類)

第五条 経済構造実態調査は、甲調査及び乙調査とする。

(調査の対象)

第六条 甲調査は、事業を経営する個人及び法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する法人を除いた企業であつて、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに、各分類に属する法人の売上高を上位から累積し、当該分類における売上高総額の八割を達成する範囲に含まれるもの(以下「甲調査企業」という。)について行う。

一 大分類A―農業、林業

二 大分類B―漁業

三 大分類C―鉱業、採石業、砂利採取業

四 大分類D―建設業

五 [同上]

六 [同上]

七 [同上]

2 乙調査のうち、企業に関する調査は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業に属する企業であつて、総務大臣及び経済産業大臣が指定するもの(以下「乙調査企業」という。)について行う。

一 小分類四一―映像情報制作・配給業

二 小分類四二―音声情報制作業

三 小分類四三―新聞業

四 小分類四四―出版業

五 小分類四一六―映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

六 小分類六四三―クレジットカード業、割賦金融業

3 乙調査のうち、事業所に関する調査は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる

[削る]

産業に属する事業所であつて、総務大臣及び経済産業大臣が指定するもの（以下「乙調査事業所」という。）について行う。

- 一 小分類三九一―ソフトウェア業
- 二 小分類三九二―情報処理・提供サービス業
- 三 小分類四〇一―インターネット附属サービス業
- 四 小分類七〇一―各種物品賃貸業
- 五 小分類七〇二―産業用機械器具賃貸業
- 六 小分類七〇三―事務用機械器具賃貸業
- 七 小分類七〇四―自動車賃貸業
- 八 小分類七〇五―スポーツ・娯楽用品賃貸業
- 九 小分類七〇九―その他の物品賃貸業
- 十 小分類七二六―デザイン業
- 十一 小分類七三一―広告業
- 十二 小分類七四三―機械設計業
- 十三 小分類七四五―計量証明業
- 十四 小分類七九六―冠婚葬祭業
- 十五 小分類八〇一―映画館
- 十六 小分類八〇二―興行場（別掲を除く）、興行団
- 十七 小分類八〇四―スポーツ施設提供業
- 十八 小分類八〇五―公園、遊園地
- 十九 小分類八二三―学習塾
- 二十 小分類八二四―教養・技能教授業
- 二十一 小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）
- 二十二 小分類九〇二―電気機械器具修理業

〔新設〕

（調査事項等）

第七条 経済構造実態調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち甲調査企業の属性に応じて必要となるものを、乙調査の場合には第二号に掲げる事項のうち乙調査企業の産業及び従業者数に応じて必要となるものを、乙調査のうち事業所に関する調査の場合には第三号に掲げる事項のうち乙調査事業所の産業及び従業者数に応じて必要となるものを調査する。

- 一 甲調査企業に関する事項

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 売上（収入）金額及び年間商品販売額

2|| 製造業事業所調査は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E―製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所、個人経営の事業所並びに法人以外の団体の事業所を除く。）のうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに、各分類に属する事業所の売上高を上位から累積し、当該分類における売上高総額の九割を達成する範囲に含まれるもの（以下「製造業事業所調査事業所」という。）について行う。

（調査事項等）

第七条 経済構造実態調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、産業横断調査の場合には第一号に掲げる事項のうち産業横断調査企業の属性に応じて必要となるものを、製造業事業所調査の場合には第二号に掲げる事項のうち製造業事業所調査事業所の属性に応じて必要となるものを調査する。

- 一 産業横断調査企業に関する事項

〔イ〜ニ 略〕

ホ 売上（収入）金額

〔へ・ト 略〕

チ 事業活動及び生産物の種類

リ 事業活動及び生産物の種類別の売上（収入）金額

ル 年間商品販売額及び商品売上原価

〔ル 略〕

〔削る〕

ケ 〔略〕

カ 〔略〕

カ 産業横断調査企業に属する事業所の名称及び所在地

キ 産業横断調査企業に属する事業所の電話番号

ク 産業横断調査企業に属する事業所の主な事業活動

ク 産業横断調査企業に属する事業所の従業員数

コ 産業横断調査企業に属する事業所の売上（収入）金額

ク 産業横断調査企業に属する事業所の年間商品販売額

〔削る〕

〔削る〕

ネ 産業横断調査企業に属する新設事業所の開設時期

〔削る〕

〔へ・ト 同上〕

チ 事業活動の内容

リ 事業活動別の売上（収入）金額

ル 電子商取引の有無及び割合

〔ル 同上〕

ケ 年間商品仕入額

〔同上〕

カ 〔同上〕

カ 甲調査企業に属する事業所の名称及び所在地

キ 甲調査企業に属する事業所の電話番号

ク 甲調査企業に属する事業所の主な事業活動

〔新設〕

コ 甲調査企業に属する事業所の売上（収入）金額

ク 甲調査企業に属する事業所の年間商品販売額

ナ 甲調査企業に属する事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合

〔新設〕

二 乙調査企業に関する事項

イ 名称、電話番号及び法人番号

ロ 所在地

ハ 経営組織及び資本金等の額

ニ 消費税の税込記入・税抜記入の別

ホ 事業の形態

ヘ 企業の系統

ト 年間売上（収入）金額

チ 年間営業用固定資産取得額

リ 会員数

ヌ 加盟店数

ル 従業者数

三 乙調査事業所に関する事項

イ 名称、電話番号及び法人番号

ロ 所在地

ハ 本社の所在地

ニ 経営組織及び資本金等の額

ホ 消費税の税込記入・税抜記入の別

ヘ 本支社別

ト 事業の形態

チ 年間売上（収入）金額

〔削る〕

二 製造業事業所調査事業所に関する事項

- イ 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ロ 経営組織
- ハ 資本金額又は出資金額
- ニ 従業者数
- ホ 消費税の税込記入・税抜記入の別
- ヘ 人件費及び人材派遣会社への支払額
- ト 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費並びに転売した商品の仕入額
- チ 有形固定資産
- リ 製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- 又 製造品出荷額、在庫額等
- ル 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ヲ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ワ 主要原材料名
- カ 工業用地及び工業用水
- ヨ 作業工程

〔2 略〕

(報告の義務)

第八条 産業横断調査企業及び製造業事業所調査事業所が属する企業を代表する者又は製造業事業所調査事業所の管理責任者は、前条第一号及び第二号に掲げる事項（以下「調査事項」という。）に係る情報（以下「調査事項情報」という。）についてそれぞれ報告しなければならない。

(調査の方法及び期間)

第九条 産業横断調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を産業横断調査企業ごとに送付し、回収することにより行う。製造業事業所調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を製造業事業所調査事業所が属する企業又は製造業事業所調査事業所ごとに送付し、回収することにより行う。

〔削る〕

- リ 年間契約高及び契約件数
- ヌ 年間営業用固定資産取得額
- ル 入場者数
- ヲ 受講生数
- ワ 施設
- カ 従業者数

〔新設〕

〔2 同上〕

(報告の義務)

第八条 甲調査企業及び乙調査企業を代表する者並びに乙調査事業所の管理責任者は、前条第一号から第三号までに掲げる事項（以下「調査事項」という。）に係る情報（以下「調査事項情報」という。）についてそれぞれ報告しなければならない。ただし、総務大臣及び経済産業大臣が指定する企業（以下「本社一括乙調査企業」という。）に属する乙調査事業所にあつては、本社一括乙調査企業を代表する者が調査事項情報について一括して報告しなければならない。

(調査の方法及び期間)

第九条 甲調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を甲調査企業ごとに送付し、回収することにより行う。

2 乙調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を乙調査企業及び乙調査事業所ごとに送付し、回収することにより行う。ただし、本社一括乙調査企業に属する乙調査事業所にあつては、

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>2 前項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。</p> <p>(期間の変更)</p> <p>第十条 総務大臣及び経済産業大臣は、前条の規定により行う調査に関し天災その他避けることのできない事故のため同条第二項に規定する期間(以下この条において「調査の期間」という。)により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第十一条 調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項第一号又は第二号に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。</p> <p>2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により立入検査を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。</p> <p>(電磁的記録媒体による調査票の送付又は回収の手続等)</p> <p>第十二条 第九条第一項の規定による調査票の送付又は回収の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を使用し行うことができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等)</p> <p>第十三条 〔略〕</p> <p>(結果の公表等)</p> <p>第十四条 〔略〕</p> <p>(調査票等の保存)</p> <p>第十五条 総務省統計局長は、産業横断調査に係る調査票を三年間、経済産業大臣は、製造業事業所調査に係る調査票を三年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査事項情報が転写されている電磁的記録及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。</p>
	<p>3 総務大臣及び経済産業大臣が当該乙調査事業所の属する本社一括乙調査企業ごとに調査票をまとめて送付し、回収することにより行う。</p> <p>前二項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。</p> <p>(期間の変更)</p> <p>第十条 総務大臣及び経済産業大臣は、前条の規定により行う調査に関し天災その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間(以下この条において「調査の期間」という。)により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(電磁的記録媒体による調査票の送付又は回収の手続等)</p> <p>第十一条 第九条第一項及び第二項の規定による調査票の送付又は回収の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を使用し行うことができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等)</p> <p>第十二条 〔同上〕</p> <p>(結果の公表等)</p> <p>第十三条 〔同上〕</p> <p>(調査票等の保存)</p> <p>第十四条 総務省統計局長は、甲調査に係る調査票を三年間、経済産業大臣は、乙調査に係る調査票を三年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査事項情報が転写されている電磁的記録及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年それぞれ保存するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(工業統計調査規則の廃止)

第二条 工業統計調査規則(昭和二十六年通商産業省令第八十一号)は、廃止する。

(工業統計調査規則の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の工業統計調査規則第二十一条の規定に基づく市町村長及び都道府県知事の保存する準備調査名簿の写しの保存期間は、この省令の施行の日に終了する。

2 経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票並びに準備調査名簿、調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録の保存期間は、なお従前の例による。

(製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査の特例)

第四条 産業横断調査企業のうち製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査は、総務大臣及び経済産業大臣が、第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から第七条第一項第一号に掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、第七条から第十条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第十四条及び第十

五条の規定を適用する。